

会議の運営について

1 会議の公開

鴨川市情報公開条例第 23 条第 1 項の規定により、公開する。

2 会議の傍聴

会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認める。

傍聴の定員は、10 名とする。

傍聴者に会議資料を配布する。

3 傍聴要領

裏面のとおり

4 会議録の作成

会議録の作成のため、会議を録音する。

全文筆記に近い要約筆記とする。

発言者の氏名を表記する。

会長が指名した者の確認を経る。

5 会議録の公表

市政情報コーナーに配架し、及び市ホームページに掲載し、閲覧に供する。

会議資料を添付する。

傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。